

# 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）のご案内

平成28年4月1日より

- ・ 重点分野関連事業主以外の事業主も助成の対象となりました
- ・ 介護労働者雇用管理制度助成を創設しました

## 助成金の概要

雇用管理制度（**評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度**）の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、**介護事業主**の場合は、**介護福祉機器の導入**や、介護労働者の職場への定着の促進に資する**賃金制度の整備**（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）などを通じて、介護労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成の対象となります。

### 【雇用管理制度助成】

事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行った場合に**制度導入助成（1制度につき10万円）**を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に**目標達成助成（60万円）**を支給します。

### 【介護福祉機器等助成】

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、**介護福祉機器の導入費用の1/2（上限300万円）**を支給します。

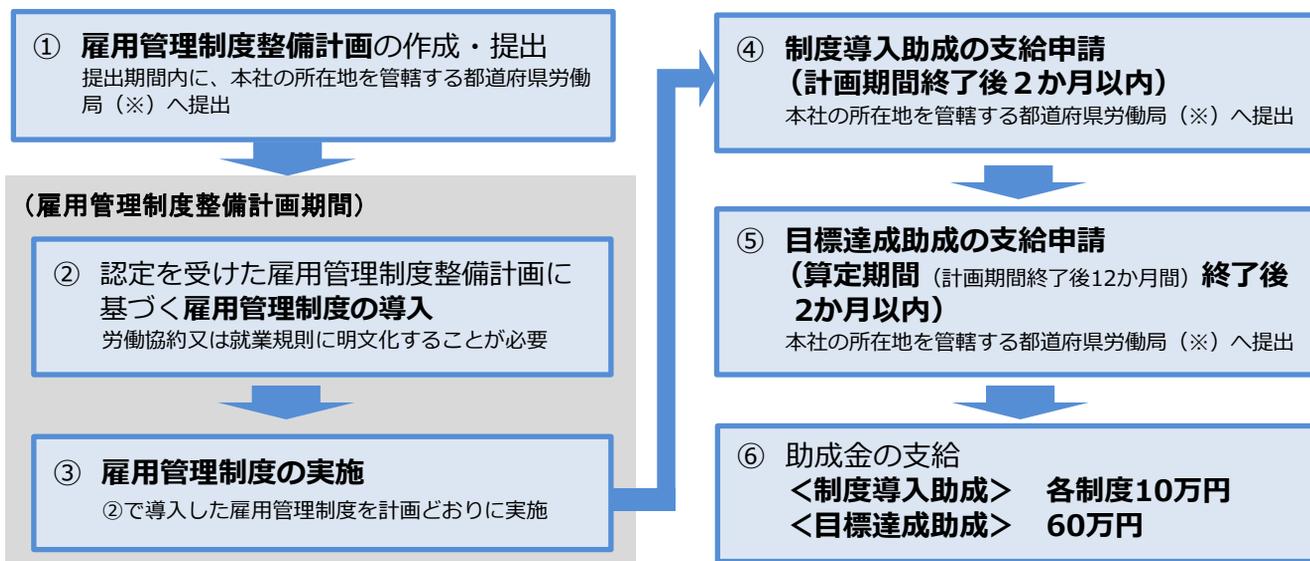
### 【介護労働者雇用管理制度助成】

介護事業主が、賃金制度の整備を行った場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に**目標達成助成（第1回）（60万円）**を、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成（第2回）（90万円）**を支給します。

## 支給までの流れ

※ 申請書類は、都道府県労働局のほかハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

### 雇用管理制度助成（詳細はP.4～）



介護福祉機器等助成・介護労働者雇用管理制度助成の支給までの流れはP.2をご覧ください



# Ⅱ. 介護福祉機器等助成

## (1) 支給対象となる措置

### ① 計画を作成し、労働局長の認定を受けること

#### ●計画の作成

#### 1. 計画の内容

(様式第b-1号)「職場定着支援助成金(介護福祉機器等助成)導入・運用計画(変更)書」、(様式第b-1号別紙)「職場定着支援助成金 導入・運用計画対象経費内訳書【計画提出時】」に基づき、計画を作成してください。

- 導入する介護福祉機器の品目、台数、費用、メンテナンス方法
- 各種研修の予定日、内容、費用
- 導入効果を把握するスケジュール

#### 2. 計画期間

#### 3か月以上1年以内

計画開始日は、最初に介護福祉機器を導入する月の初日になります。

※新規創業事業主の場合、計画期間の開始日は上記と同様ですが、事業が開始された月の初日から3か月以上の期間を設ける必要があります。

#### 3. 計画認定申請に必要な書類

<input type="checkbox"/> 1	「職場定着支援助成金(介護福祉機器等助成)導入・運用計画(変更)書」(様式第b-1号)、「職場定着支援助成金 導入・運用計画対象経費内訳書【計画提出時】」(様式第b-1号別紙)	
<input type="checkbox"/> 2	「職場定着支援助成金 介護福祉機器設置・整備申告書」(様式第b-2号)	
<input type="checkbox"/> 3	介護事業主であることが確認できる書類	介護保険指定事業所の指定通知書など
<input type="checkbox"/> 4	介護福祉機器のカタログ、価格表、見積書(写)	
<input type="checkbox"/> 5	その他管轄労働局長が必要と認める書類	

#### 4. 計画の提出期限

計画開始日からさかのぼって、**6か月前～1か月前の日の前日までに**提出してください。

#### 5. 計画の提出

計画書を各都道府県労働局に提出してください。

計画内容について、審査の上、適切であると認められる場合は、「認定通知書」により通知します。

- 介護福祉機器の導入、適切な運用により労働環境を改善し、それが介護労働者の雇用管理の改善につながる計画内容であること、また、その計画の実施により、介護労働者の身体的負担軽減などに一定の効果が見込まれること等の認定基準に照らして審査します。

## ② 認定された導入・運用計画に基づき機器を導入し、介護労働者の雇用管理改善に努めること

### ● 機器の導入・運用

#### 1. 機器の導入・運用とは

介護福祉機器の導入とは、介護福祉機器を設置又は整備することをいい、運用とは、当該機器を適切かつ効果的に活用して介護関係業務に用いることをいいます。

#### 2. 導入効果の把握

助成金の支給を受けるためには、介護福祉機器を導入したことによって、効果的な介護関係業務が行われたどうかを把握することが必要です。機器の導入前と機器の導入後、計画期間終了までに、それぞれ実施したアンケート結果に基づき、導入効果を測定・評価します（アンケートの様式例を用意していますのでご利用ください。）。

また、支給申請時に提出する「介護福祉機器導入報告書」（様式第b-8号）には、導入効果を把握するためのアンケートの実施状況や実施結果を記入し、**実際に記入されたアンケート用紙も提出してください。**

導入効果は、①**身体的負担が大きいと感じている職員数の改善率**、②**身体的負担軽減に資する作業方法が徹底された職員数の改善率**で評価します。

①が60%以上であった場合には**機器の導入関係費用**、②が60%以上であった場合には**介護技術研修関係費用**について支給決定を行います。

計画期間中は、特に以下のことに気をつけてください。

- 請求書、領収書、納品書などを保管すること（支給対象部分の金額が確認できるもの）。
- 分割払いの場合は、支給対象部分の費用の支払い計画を立てること（対象外部分を除く。）。
- 助成金の支給終了後も引き続き介護福祉機器の使用を予定すること。
- 機器の販売者に「介護福祉機器販売・賃貸証明書」（様式第b-9号）の記入・押印をもらうこと。
- 導入・運用計画期間終了までに導入効果を把握すること。
- 労働関係法令に違反しないこと。

## ●助成金の対象となる介護福祉機器

介護労働者が使用することにより直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるもので、**1品10万円以上**であることが必要です。

### 1. 移動・昇降用リフト

### 2. 自動車用車いすリフト ※福祉車両の場合は本体を除いたリフト部分のみ。

### 3. エアーマット

### 4. 特殊浴槽 ※リフトと共に稼働するもの。側面が開閉可能なもの。

### 5. ストレッチャー ※入浴用を使用するもの以外は昇降機能が付いているものに限る。

### 6. 自動排泄処理機

### 7. 車いす体重計

移動・昇降用リフトの導入時に同時に購入等した吊り具（スリングシート）や、特殊浴槽の導入時に同時に購入等した入浴用担架や入浴用車いす等、支給の対象となる介護福祉機器と同時に購入等した、身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品を含めることができます。

#### ★ただし、次に該当するものは対象外です。

- 要介護者が購入・賃借する機器
- 事業主が私的目的で購入した機器
- 事業主以外の名義の機器
- 現物出資された機器
- 販売・賃貸する目的で購入した機器
- 原材料
- 取得後、解約・第三者に譲渡した機器
- 支払い事実が明確でない機器
- 国外で導入された機器
- 資本的・経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- 配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間、法人とその代表者の配偶者間、法人とその代表者の1親等の親族間、法人とその取締役間、法人とその理事間または同一代表者の法人間の取引による機器
- 同じ機器で他の助成金をすでに受給した場合
- 1年以上にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器
- 介護福祉機器を導入した事業所の介護労働者以外の労働者が恒常的に利用する機器

## ③ 雇用管理責任者を選任していること

### ●雇用管理責任者

雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応、その他労働者の雇用管理の改善等に関する管理業務を担当する人をいいます。計画認定申請時までに事業所ごとに選任し、選任したときは、その氏名を事業所内に周知する必要があります。

## ★導入・運用計画に変更が生じる場合の取扱い

認定された導入・運用計画に変更が生じる場合は、「職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成）導入・運用計画（変更）書」（様式第b-1号）を速やかに提出してください（軽微な変更であっても、必ず変更届を提出してください。）。

## (2) 助成金の対象事業主

① 雇用保険の適用事業の事業主であること

② 介護事業主（※）であること

※ 介護福祉機器等助成の場合、下の図にある介護サービスのうち、**(11)、(12)、(32)、(33)、(46)、(47)、(49)**を除く介護サービスを提供している事業主が対象となります。

### ●介護事業主

本助成の対象となる事業主は、介護福祉機器を導入する事業所において、以下の介護サービスの提供を業として行う事業主となります。

他の事業と兼業していても差し支えありません。

#### 介護保険法関連

- |  |                           |                       |
|--|---------------------------|-----------------------|
| (1) 訪問介護                               | (15) 認知症対応型通所介護           | (29) 介護予防短期入所生活介護     |
| (2) 訪問入浴介護                             | (16) 小規模多機能型居宅介護          | (30) 介護予防短期入所療養介護     |
| (3) 訪問看護、老人訪問看護<br>(高齢者の医療の確保に関する法律関連) | (17) 認知症対応型共同生活介護         | (31) 介護予防特定施設入居者生活介護  |
| (4) 訪問リハビリテーション                        | (18) 地域密着型特定施設入居者生活介護     | (32) 介護予防福祉用具貸与       |
| (5) 居宅療養管理指導                           | (19) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | (33) 特定介護予防福祉用具販売     |
| (6) 通所介護                               | (20) 複合型サービス              | (34) 介護予防認知症対応型通所介護   |
| (7) 通所リハビリテーション                        | (21) 居宅介護支援               | (35) 介護予防小規模多機能型居宅介護  |
| (8) 短期入所生活介護                           | (22) 介護福祉施設サービス           | (36) 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| (9) 短期入所療養介護                           | (23) 介護保健施設サービス           | (37) 介護予防支援           |
| (10) 特定施設入居者生活介護                       | (24) 介護予防訪問入浴介護           | (38) 訪問型サービス          |
| (11) 福祉用具貸与                            | (25) 介護予防訪問看護             | (39) 通所型サービス          |
| (12) 特定福祉用具販売                          | (26) 介護予防訪問リハビリテーション      | (40) その他生活支援サービス      |
| (13) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                  | (27) 介護予防居宅療養管理指導         | (41) 介護予防ケアマネジメント     |
| (14) 夜間対応型訪問介護                         | (28) 介護予防通所リハビリテーション      |                       |

#### 障害者総合支援法関連

- (42) 障害福祉サービス  
(43) 地域活動支援センターで行われる介護サービス

#### 児童福祉法関連

- (44) 障害児通所施設で行われる介護サービス  
(45) 障害児入所施設で行われる介護サービス

#### その他

- (46) 救護施設で行われる介護サービス（生活保護法関連）  
(47) 居宅生活支援施設及び養護事業を行う施設で行われる介護サービス（原子爆弾被害者に対する援護に関する法律関連）  
(48) 居宅において行われる介護サービス  
(49) 福祉用具販売（(12)、(33)以外）  
(50) 移送  
(51) 要介護者への食事の提供（配食）  
(52) その他の福祉サービス又は保健医療サービス

●平成23年度で廃止とした介護療養型医療施設については「平成24年厚生労働省令第10号」により、平成29年度末までの経過措置が終了するまでは引き続きその効力を有すると定められています。

●改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則において介護関係業務とされていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、「平成27年厚生労働省令第57号」により、平成29年度末までの経過措置が終了するまでは引き続きその効力を有すると定められています。

### ③ 過去に次の助成金を受給している場合、次の条件を満たすこと

- 『本助成金（Ⅱ介護福祉機器等助成）』
- 『中小企業労働環境向上助成金（介護福祉機器等助成）』
- 『介護労働環境向上奨励金（介護福祉機器等助成）』
- 『介護労働者設備等導入奨励金』
- 『介護労働者設備等整備モデル奨励金』を受給している場合

介護福祉機器等を導入した事業所（雇用保険適用事業所単位）での累計額が300万円未満で、導入・運用計画提出時において前回の支給決定日を過ぎていることが必要です。  
また、その累計額が300万円に達している場合は、最後の支給決定日の翌日から3年を経過していることが必要です。

### ④ 離職者がいる場合、次の条件を満たすこと

導入・運用計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から本助成金（介護福祉機器等助成）に係る支給申請書の提出日までの間に、倒産や解雇などの離職理由（※）により離職した者の数が、導入・運用計画提出日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く）。

※雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職）をいいます。

## (3) 支給申請

計画期間終了後**2か月以内**に申請書を各都道府県労働局に提出してください。

#### ● 必要な書類

導入・運用計画の変更がないか、変更がある場合は導入・運用計画（変更）書（様式第b-1号）を提出したかを確認してください。

<input type="checkbox"/> 1	「職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成）支給申請書」（様式第b-7号・第b-7号別紙）	
<input type="checkbox"/> 2	「職場定着支援助成金 介護福祉機器導入効果報告書」（様式第b-8号）	
<input type="checkbox"/> 3	「職場定着支援助成金 介護福祉機器設置・整備申告書」（様式第b-2号）（写）	
<input type="checkbox"/> 4	「職場定着支援助成金 導入・運用計画認定通知書」（様式第b-3号）（写）	
<input type="checkbox"/> 5	「職場定着支援助成金 介護福祉機器販売・賃貸証明書」（様式第b-9号）	
<input type="checkbox"/> 6	導入した介護福祉機器の内容がわかる書類	売買契約書（請求書・領収書）、納品書、賃借契約書、保守契約書、パンフレット、事業所内で撮影した機器の写真など
<input type="checkbox"/> 7	研修・講習などに関する内容が確認できる資料	
<input type="checkbox"/> 8	導入効果の把握に関する書類	介護労働者が実際に記入したアンケート
<input type="checkbox"/> 9	総勘定元帳（現金科目・預金科目）（写） または預金通帳（写）	機器の支払いに関する部分のみで可
<input type="checkbox"/> 10	支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）	
<input type="checkbox"/> 11	その他管轄労働局長が必要と認める書類	

★ 支給申請時に、介護福祉機器が計画どおりに導入・運用されていることを、必要に応じて現地確認します。

**以下に該当する場合には助成金を支給できません。**

- 導入機器を転用、譲渡、売却、解約、改造した場合
- 正当な理由なく機器を設置していない場合、設置しているが使用を停止している場合
- 適正な使用や管理を怠ったことにより機器が使用不可能となった場合
- 機器が計画とは異なる事業所に導入された場合
- 機器を導入した事業所の介護労働者以外の労働者が恒常的に使用している場合

## (4) 支給額

以下の合計額（税込）の1/2（上限300万円）を支給します。

- イ. 介護福祉機器の導入費用
- ロ. 保守契約費
- ハ. 機器の使用を徹底させるための研修費
- ニ. 介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修費

- 介護技術に関する研修費は、一定の資格を有する者（※）を講師とする場合、講師への謝金も対象
  - ※医師、介護福祉士、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員、「あん摩マッサージ指圧師、准看護師、柔道整復師であって運動療法機能訓練技能講習会等を修了した者」
- 介護福祉機器を賃借する場合は、導入・運用計画期間内に実際に賃借した期間の費用のみ
- 介護福祉機器を購入し、分割で支払う場合は、支給申請の日までに支払いが完了した分のみ（利子を含む）
- 保守契約に関して導入・運用計画期間を超えて締結する場合は、導入・運用計画期間内に相当する額（月割・年割などで計算）

### ★身体的負担の軽減には、介護技術に関する研修も重要です！

介護福祉機器導入による身体的負担軽減の効果を上げるためにも、この機会を積極的にご活用ください。

（介護技術に関する研修の例）

- 腰痛予防対策
- ボディメカニクスを活用した介護の方法
- ★感染症対策やコミュニケーション技術に関する研修を併せて実施した場合も、その費用の1/2が支給されます。

## V. 注意事項

- この助成金は、予算の範囲内で支給されるものです。
- 助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。
- 提出された書類だけでなく、訓練等の実施の確認、賃金の支払い状況や訓練等に要した経費の支払い状況などについて、原本などを確認することがありますので、その際にはご協力をお願いします。
- 支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。
- 支給対象となる制度導入等に対して、他の助成金等を受けている場合は、原則としてこの助成金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくこととなります。
- **不正受給は犯罪です。**偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。  
この場合、すでに支給した助成金の全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この助成金は国の助成金制度ですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。また、関係書類は、5年間保管してください。

**手続きなどの詳細、ご不明な点は、  
最寄りの都道府県労働局におたずねください。**